

公正採用選考人権啓発推進員制度について

日本国憲法第22条に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業の皆様方が、同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

本制度では、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」と言う）」の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な公正採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修等の計画・実施等を推進することを目的としています。

○推進員設置対象事業所（愛媛県）

- ・常時雇用する従業員の数が 70人以上
- ・常時雇用する従業員の数が 70人未満であって就職差別事案または、これに類する事象を惹起した事業所

※職業紹介事業及び労働者派遣事業を行う事業者は、規模に関わらず推進員の設置をお願いしています。

○推進員の役割

すべての人々の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たしていただきます。

- ・公正採用選考システムの確立を図ること。
- ・職業安定機関との連携に関すること。
- ・その他、事業所において必要な対策の樹立及び推進に関すること。